

平成24年度「自殺予防週間」実施要綱

平成24年9月4日
内閣府特命担当大臣決定

自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定。以下「大綱」という。）において、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間に設定し、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされた。

我が国の自殺者数は平成10年以降連続して3万人を上回るという憂慮すべき事態が続いている。また、昨年3月に発生した東日本大震災の影響は、被災地域を始め、経済情勢の変化や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、被災者への心のケアを始めとする対策は今後数年単位で取り組むべき課題である。

これらに鑑み、平成24年度の自殺予防週間については、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が一体となって強力に推進し、経済団体、労働団体、関係する職能団体、当事者等の団体及び支援団体、関係する学会、さらに、広い意味での自殺対策に資する活動を展開している団体その他自殺対策に関する普及啓発事業等に協力できる全国組織・体制を有する団体等、できる限り幅広い団体からの協賛を得て、当事者が支援を求めやすい環境を作り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して展開することとする。

1 目的

自殺予防週間は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し、国民に自殺や多重債務、うつ病等の自殺関連事象に関する正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくこと、自殺の危険を示すサインや危険に気付いたときの対応方法等について国民の理解を促進すること、社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対する相談支援を行うこと等に重点的に取り組むことを目的とする。

2 実施期間

平成24年9月10日（月）から16日（日）までの一週間

3 実施体制

(1) 実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体、関係団体及び民間団体

(2) 協賛団体

別紙のとおり

4 実施に当たっての基本方針

(1) 国民各界各層への呼び掛け

現代社会では、誰もが心の健康を損なう可能性があることを踏まえ、国民一人一人が自殺を特別なことではなく、身近な問題として受け止めて自殺対策の主役となるよう、共に支えあう共生社会を形成していくという視点を持って、幅広く国民各界各層に対して呼び掛けを行う。

また、青少年、中高年及び高齢者については、それぞれの世代の特徴に応じて、自殺者の親族等については、その心情に配慮した呼び掛けを行う。

(2) 自殺や自殺関連事象、精神疾患等についての正しい知識の定着

自殺や自殺関連事象、精神疾患等についての正しい知識を国民に分かりやすく啓発し、これらに対する偏見をなくしていく。

また、自殺予防に当たっては、自殺を考えるほど悩んでいる本人の変化に気づき、その悩みに耳を傾けながら、必要があれば専門家へつなぎ、その後も本人の様子を見守り、配慮していくことが重要である。そのため、各種啓発事業や様々な活動の場において、周囲の人が自殺のサインを発しているときに各人が行うべき事項を国民に対して分かりやすく示すものとする。

(3) 官民の連携・協力の推進

効果的な事業を実施する観点から、国、地方公共団体、関連団体、民間団体等の様々な主体が積極的な連携・協力を図り、自殺予防週間に相応しい事業の実施に努める。

5 実施事項

(1) 啓発事業の実施

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し、全ての国民を対象にした、ポスター、インターネット等の媒体を活用した分かりやすく、具体的な自殺対策キャンペーンを実施する。

ア 自殺や自殺関連事象、精神疾患等についての正しい知識の普及啓発を行う。

イ 悩みを抱えたときに、まず身近に相談できる存在がいること、孤独・孤立を防ぐことが自殺予防にとっては重要である。このため、悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」としての意識を持ってもらうよう、広く国民に普及啓発活動を展開する。

(2) 相談支援事業の集中的な実施

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して、自殺予防週間に、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、相談支援事業の集中的な実施に取り組む。

ア 週間中、様々な主体による相談支援事業を集中的に実施するよう呼び掛ける。また、実施に当たっては、例えば、いわゆる多重債務相談であれば、「多重債務相談窓口」と「自殺関連相談窓口」との間で、相互に相談者を誘導するなど、主体間の有機的な連携に一層努める。

イ 全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルを実施する。

ウ 支援を必要としている人が確実に適切な相談事業の情報にたどり着けるような相談支援事業データベースを構築し、特設サイトで公開する。

(3) 協力団体の拡大と連携の強化

自殺対策の推進には、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等の相互の協力が必要不可欠である。幅広い団体に対して呼び掛けを行い、新たな協力団体の拡大を目指すとともに、これまでも協力を得てきた団体との更なる連携の強化を図る。

(4) 日常的な活動の場の活用

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等様々な主体により、それぞれの日常的な活動の場所や機会を積極的に活用した自殺対策の普及啓発の実施を呼び掛ける。

(5) 実施主体における趣旨の徹底

実施主体は、対外的な事業等の実施のみならず、所属職員に対して本週間の趣旨等を周知徹底するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、「自殺予防週間」に係る事業に関し必要な

事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が別に定めるものとする。

協賛団体（予定）

- ・ 社団法人日本医師会
- ・ 公益社団法人日本薬剤師会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 日本司法書士会連合会
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 社団法人日本産業カウンセラー協会
- ・ 社団法人日本精神保健福祉士協会
- ・ 社団法人日本精神科病院協会
- ・ 社団法人日本精神神経科診療所協会
- ・ 社団法人日本精神科看護技術協会
- ・ 公益社団法人日本看護協会
- ・ 一般社団法人日本臨床心理士会
- ・ 一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 全国商工会連合会
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 全国中小企業団体中央会
- ・ 公益社団法人経済同友会
- ・ 公益社団法人日本青年会議所
- ・ 公益財団法人日本生産性本部
- ・ 日本貸金業協会
- ・ 社団法人全国消費生活相談員協会
- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 日本アルコール・薬物医学会
- ・ 日本アルコール精神医学会
- ・ 日本うつ病学会
- ・ 日本産業精神保健学会
- ・ 日本児童青年精神医学会
- ・ 日本精神衛生学会
- ・ 日本老年精神医学会
- ・ 日本社会精神医学会
- ・ 日本心理臨床学会

- ・日本心身医学会
- ・日本学生相談学会
- ・社団法人日本小児科学会
- ・日本法医学会
- ・社団法人日本精神神経学会
- ・日本自殺予防学会
- ・日本公衆衛生学会
- ・日本精神科救急学会
- ・日本睡眠学会
- ・日本臨床救急医学会
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・一般社団法人日本民営鉄道協会
- ・社団法人日本P T A全国協議会
- ・社団法人全国高等学校P T A連合会
- ・全国連合小学校長会
- ・全日本中学校長会
- ・全国高等学校長協会
- ・全国定時制通信制高等学校長会
- ・特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
- ・社団法人中央青少年団体連絡協議会
- ・特定非営利活動法人教育支援協会
- ・全国人権擁護委員連合会
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・財団法人全国老人クラブ連合会
- ・社団法人国民健康保険中央会
- ・社団法人日本フランチャイズチェーン協会
- ・独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・財団法人産業医学振興財団
- ・中央労働災害防止協会
- ・社団法人日本心理学会

- 社団法人日本社会福祉士会
 - 全国理容生活衛生同業組合連合会
 - 全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- (順不同)